

# 登校・登園・登室許可証について

足立区医師会  
足立区  
足立区教育委員会

保護者各位

人から人にうつる感染症は学校（園）生活において注意が必要です。学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則に感染症の種類やその出席停止期間の基準が定められています。

下記の表に沿って医師の診断と登校・登園・登室許可を得てください。

## 1 医師が記入した登校・登園・登室許可証が必要な感染症

病名	登校・登園・登室停止期間
麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
水痘（水ぼうそう）・帯状疱疹（※①）	すべての発しんがかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（乳児から幼児については3日※②）を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
結核	感染の恐れがなくなるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消失した後2日を経過するまで
流行性角結膜炎（はやり目）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
急性出血性結膜炎	医師の判断がでるまで
腸管出血性大腸菌感染症（O-157）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで

※① 第2種感染症の対象ではない。

※② 乳児から幼児についてはウイルス排泄が長期に及ぶため登園基準を「解熱した後3日」とする。

## 2 医師から登校・登園・登室可能と判断を受けた上で保護者が記入した届が必要な感染症

病名	登校・登園・登室のめやす
手足口病	症状が改善し全身状態が良好
溶連菌感染症	治療開始後24時間経過し、全身状態が良好
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良好
感染性胃腸炎	医師の判断がでるまで
ヘルパンギーナ	全身状態が良好
マイコプラズマ肺炎	症状が改善し全身状態が良好
RSウイルス感染症	症状が改善し全身状態が良好

## 3 どちらも必要がない感染症（ただし医師の判断を受けてから登校・登園・登室してください）

病名	注意事項
伝染性膿痂疹（とびひ）	ガーゼなど通気性のよいもので覆うことが望ましい
伝染性軟属腫（水いぼ）	
頭じらみ	医師の診断を受け、スミスリンシャンプー・パウダー等で駆除する

※ 突発性発疹・不明発疹症・川崎病については全身状態が良好であれば登校・登園・登室は可能ですが、医師の診断を受けてから登校・登園・登室してください。

登校・登園・登室許可証は、以下のいずれかの区ホームページからダウンロードできます。

- 1 トップページ 区政情報＞申請書ダウンロード＞子育て＞登校・登園・登室許可証
- 2 トップページ メニュー＞子育て・教育＞子どもを預けたい＞お知らせ＞登校・登園・登室許可証
- 3 右記のQRコードより「登校・登園・登室許可証」のページへアクセス



※区立小中学校、就学前教育・保育施設、学童保育室共通様式です。

# インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 登校・登園・登室届

(提出先) \_\_\_\_\_ 学校・園・学童室

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組 児童・生徒氏名

## ※ 足立区医師会会員の医療機関へお願い

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症と診断した際は、医療機関にて太枠部分の記入(文書料無料の扱い)にご協力をお願いいたします。

※ 医療機関へ様式の手参をしていなかった場合や足立区医師会会員ではない医療機関を受診した場合は、太枠部分についても保護者が記入してください。

診断名 (該当するものに○)	インフルエンザ (A型 ・ B型 ・ 不明)
	新型コロナウイルス感染症
診断した医療機関名 (医療機関で記入の場合、ゴム印等の押印可)	
受診した日	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ( )
発症した日 ※インフルエンザの場合は発熱した日 ※コロナ無症状の場合は検査した日	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ( )

発症からの日数	0日目 (発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
その日の最高体温									
解熱した日 症状軽快した日 (○を記入)									

※ 裏面の参考「出席停止期間の基準」を確認し、基準を満たしていれば下記にチェック☑を入れてください。

## 【インフルエンザ】

- 発症後5日を経過しました。
- 解熱した後2日(乳幼児は3日)を経過しました。

## 【新型コロナウイルス感染症】

- 発症後(無症状の場合は検査日から)5日を経過しました。
- 症状が軽快して1日を経過しました。

上記2つの基準を満たし、集団生活に支障がない状態ですので、\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より登校・登園・登室を再開します。

保護者氏名 (自署) \_\_\_\_\_

足立区教育委員会 足立区医師会と協議済(令和5年6月より運用開始)

### 【インフルエンザ出席停止期間の基準】

- ・ 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（乳幼児については3日）を経過するまで。
- ・ 網掛け部分□□□□は出席停止の日。

学校・学童室	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		登校再開可能	→	
例2	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校再開可能	→	
例3	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校再開可能	→

就学前施設	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園再開可能	→	
例2	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園再開可能	→
例3	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園再開可能

就学前施設・・・幼稚園・認定こども園・認可保育園・小規模保育施設・認証保育所・保育ママ

※ 解熱した後も呼吸器症状(咳・鼻水等)が続く場合は、主治医の診察を受けてから登校・登園・登室してください。

### 【記入例】インフルエンザ ※例1の場合2/7から、例2の場合学校・学童室は2/7から、就学前施設は2/8から出席可能

発症からの日数	0日目(発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	<b>2/1</b>	<b>2/2</b>	<b>2/3</b>	<b>2/4</b>	<b>2/5</b>	<b>2/6</b>	<b>2/7</b>	<b>2/8</b>	/
その日の最高体温	<b>38.6</b>	<b>37.9</b>	<b>37.8</b>	<b>36.5</b>	<b>36.2</b>	<b>36.2</b>	<b>36.5</b>	<b>36.4</b>	
解熱した日 症状軽快した日 (○を記入)			○	○					

**例1** 2/3朝熱があったが、午後熱が下がった(平熱になった)場合

**例2** 2/3就寝時まで熱があったが、2/4起床時熱が下がっており、その後発熱はない場合

注意！解熱した当日だけ○をつけてください(例1か例2どちらかになります)。

### 【新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準】

- ・ 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。
- ・ 無症状の場合は、検査日から5日を経過するまで。
- ・ 網掛け部分□□□□は出席停止の日。

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症	症状継続	症状継続	症状軽快	症状軽快後1日目		登校登園登室再開可能	→	
例2	発症	症状継続	症状継続	症状継続	症状継続	症状軽快	症状軽快後1日目	登校登園登室再開可能	→
例3	無症状 検査陽性	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	登校登園登室再開可能	→	

※無症状で検査陽性の後、発症した場合は、改めて医療機関へ受診するとともに、登校・登園・登室について相談してください。

### 【記入例】新型コロナウイルス感染症 ※例1の場合2/7から、例2の場合2/8から出席可能

発症からの日数	0日目(発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	<b>2/1</b>	<b>2/2</b>	<b>2/3</b>	<b>2/4</b>	<b>2/5</b>	<b>2/6</b>	<b>2/7</b>	<b>2/8</b>	/
その日の最高体温	<b>37.6</b>	<b>37.7</b>	<b>36.5</b>	<b>36.6</b>	<b>36.4</b>	<b>36.5</b>	<b>36.3</b>	<b>36.4</b>	
解熱した日 症状軽快した日 (○を記入)				○		○			

**例1**

**例2**

注意！症状が軽快した日だけに○をつけてください。

主な症状(熱だけでなく咳・鼻水・のどの痛み等)が軽快した日に○をする

登校・登園・登室許可証（医療機関が記入）

足立区医師会  
足立区  
足立区教育委員会

医師が記入した登校・登園・登室許可証が必要な感染症

印	病名	登校・登園・登室停止期間
1	麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
2	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
3	水痘（水ぼうそう）・帯状疱疹（	すべての発疹がかさぶたになるまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（乳児から幼児については3日）を経過するまで
6	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
7	結核	感染の恐れがなくなるまで
8	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消失した後2日を経過するまで
9	流行性角結膜炎（はやり目）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
10	急性出血性結膜炎	医師の判断がでるまで
11	腸管出血性大腸菌感染症（O-157）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
12	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで

第2種感染症の対象ではない。

乳児から幼児については、ウイルス排泄が長期に及ぶため登園基準を「解熱した後3日を経過するまで」とする。

(提出先) \_\_\_\_\_ 学校・園・学童室 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組 児童・生徒 氏名 \_\_\_\_\_

出席停止期間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から登校・登園・登室してもよいことを証明します

医療機関名 \_\_\_\_\_ 医師名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

----- 切り取り -----

登校・登園・登室届（保護者が記入）

足立区医師会  
足立区  
足立区教育委員会

医師から登校・登園・登室可能と判断を受けた上で保護者が記入した届が必要な感染症

印	病名	登校・登園・登室のめやす
1	手足口病	症状が改善し全身状態が良好
2	溶連菌感染症	治療開始後24時間経過し、全身状態が良好
3	伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良好
4	感染性胃腸炎	医師の判断がでるまで
5	ヘルパンギーナ	全身状態が良好
6	マイコプラズマ肺炎	症状が改善し全身状態が良好
7	RSウイルス感染症	症状が改善し全身状態が良好

(提出先) \_\_\_\_\_ 学校・園・学童室 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組 児童・生徒 氏名 \_\_\_\_\_

受診した病院名 \_\_\_\_\_

通院した期間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 登校・登園・登室可能と判断された日 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記の通り相違ありません

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 保護者名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_